

令和7年度

新製品・新技術開発支援事業

区内中小企業者が行う新製品・新技術等の開発に係る経費の一部を助成します。
なお、SDGs達成に資する取り組み（以下、「SDGs」と言う）を行う場合は、助成率を5分の4に拡充します。

助成メニュー

開発の段階に応じて、2段階の類型を設定しています。（詳細は裏面参照）

試作品開発型

これから新製品を
試作する場合

助成対象経費の2/3以内・上限100万円

※SDGsの場合、助成率4/5

助成対象内容

製造技術や生産性の向上等を目的とした実用化の見込みのある新製品・新技術の研究開発（試作品の設計・製作・試験評価等）に係る事業

▶ 企画・設計、試作品開発 等

実用製品化型

開発した新製品を
実用化する場合

助成対象経費の2/3以内・上限200万円

※SDGsの場合、助成率4/5

助成対象内容

試作開発段階が終わり、製品・技術そのものの付加価値を高め、実用製品化に向けた取り組み（改良・試験評価・量産化等）に係る事業

▶ 市場投入に向けた改良・量産化 等

助成のながれ

事前に要領等をよくご確認の上、募集期限内に申請手続きをしてください。

助成対象期間

2025年4月1日～2026年3月31日

申請書受付期間

4月1日(火)～

5月16日(金)まで

一次審査（書類審査）



2025年
5月下旬～6月上旬頃

二次審査

（プレゼンテーション審査）



2025年
6月下旬頃

助成対象業者決定



2025年
6月下旬～7月上旬頃

実績報告書の提出



2025年
3月13日まで

実施要領・申請書等

区ホームページからダウンロードまたは
下記窓口にて配布しています。



区ホームページ

お問い合わせ・
受付窓口

江戸川区産業経済部経営支援課相談係
（江戸川区役所東棟1階） 電話：03(5662)0525

新製品・新技術開発支援事業

本助成金では開発段階に応じた支援を行うため、2段階の類型を設定しています

類型	試作品開発型	実用製品化型
助成対象者	(1) 区内中小製造企業者・情報通信企業者（注1）又は2/3以上が区内中小企業者等（注1）で構成された中小企業グループ（注2） （注1）区内に本社を有し、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者で、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める製造業又は情報通信業を主たる事業として営むもの。グループの場合も同様とする。 （注2）グループによる申請の場合、次の要件すべてを満たすものが対象になります。 （注1）に規定する区内中小企業者が開発経費全体の1/2以上を負担すること。 - 構成するすべての中小企業者が、後述の（2）～（5）の要件を満たしていること。 （注1）に規定する中小企業者の中から代表企業を設定し、代表企業はグループを代表して申請書及び実績報告書を提出し、助成金を請求及び受領すること。 - 代表企業は共同実施する助成事業の中核として運営・管理する責任を負うこと。 - 代表企業及びグループ構成企業は本事業の主旨、実施要項を確認の上、代表企業を中心に協力的に本事業を推進していくこと。 - 代表企業はグループ構成企業と共同開発の実施に係る役割、費用分担及び持ち分等を定めた契約を結び、申請時に提出すること。 （1）①に規定する区内中小企業者が、開発経費の負担割合等を考慮した一定以上の成果物に対する権利を有すること。 (2) 前年度の法人住民税及び法人事業税を滞納していないこと ※ 個人事業者の場合は、住民税及び個人事業税を完納し、開業届の写し、又は直近の確定申告書の写しが必要です。 (3) 助成対象期間内（4月1日～翌年3月）に事業が完了すること (4) 東京信用保証協会の保証対象業種であり、公序良俗に反する活動を行うものではないこと。 (5) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）2条に規定する風俗営業等を営む事業者でないこと。 (6) 申請事業に係る国、東京都（公益財団法人東京都中小企業振興公社を含む。）又は江戸川区における他の補助等を受けていないこと	
助成対象事業	製造技術や生産性の向上等を目的とした実用化の見込みのある新製品・新技術の研究開発（試作品の設計・製作・試験評価等）に係る事業	試作開発段階が終わり、製品・技術そのものの付加価値を高め、実用製品化に向けた取り組み（改良・試験評価・量産化等）に係る事業
助成対象経費 ※詳しくは区ホームページより要項をダウンロードの上ご確認ください。	原材料・副資材費	新製品等の研究開発に伴い、新製品等に使用する原料、材料及び副資材費（以下、「原材料等」という。）の購入に要する経費
	機械装置・工具器具費	新製品等の研究開発に必要な機械装置、工具器具類の購入、リース等に要する経費 ※ 実用製品化においては量産化に対する機械設備の購入費用も対象です。
	委託費	新製品等の研究開発に係る外部の事業者・研究機関等への委託経費
	技術指導受入れ費	新製品等の研究開発に係る外部専門家から技術指導を受ける場合に要する経費
	知的財産権取得費	新製品等の研究開発にあたり、特許・実用新案・意匠等を他の事業者・個人から譲渡又は実施許諾（ライセンス料を含む）を受けた場合等に要する経費
	産学連携による研究費	大学等研究機関との共同研究、委託研究、技術移転等に要する経費
	直接人件費 ※情報通信業に限る	開発に直接従事する役員及び正社員が実際に携わった時間に対する給与支払額
	注意事項 （対象外経費について）	① 特定の経費区分に著しく偏った開発については、助成対象となりません。 ② 以下の内容については、本事業の助成対象経費となりません。 ア 新製品等の研究開発に直接的関係の無い、又は明確に特定できない経費 イ 助成対象期間外に支払った経費 ウ 資料作成等に係る事務的経費 エ 人件費（専門家依頼経費及び情報通信業の場合は除く） オ 購入時ポイントカード等によるポイントを取得した場合のポイント分 カ 間接経費（消費税、振込手数料、運送料、交通費、通信費、光熱水費、印紙税等）
助成金額	助成対象経費の2/3以内・限度額100万円 ※ SDGs の場合は4/5以内	助成対象経費の2/3以内・限度額200万円 ※ SDGs の場合は4/5以内
備考	開発された新製品等の販路拡大を支援するため、助成対象者には東京都が主催する「産業交流展」への出展機会をご提供します。	